

(仮称)彦根総合運動公園整備計画検討懇話会設置要綱

(設置)

第1条 第79回国民体育大会の開催に向け、滋賀県立彦根総合運動場を開・閉会式場および陸上競技会場となる陸上競技場等の施設を備えた総合運動公園として整備するための基本構想や基本計画を策定するにあたり、競技団体、学校関係、産業・経済関係、学識経験者など多様な分野の方々から意見を求めるため、(仮称)彦根総合運動公園整備計画検討懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、次の事項について意見交換し、検討する。

- (1) 公園整備の基本的な方向
- (2) 施設整備の基本方針
- (3) その他必要と認める事項

(組織構成)

第3条 懇話会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 座長
 - (2) 副座長
 - (3) 委員
- 2 座長は、委員の互選により決定する。
- 3 副座長は、委員のうちから座長が指名する者をもって充てる。
- 4 委員は、スポーツ、教育、産業・経済、まちづくり等の専門的知見を有する者から選任する。
- 5 滋賀県総合政策部長(以下「部長」という。)が必要と認めるときは、委員の中に特別委員を置くことができる。

(構成員の職務)

第4条 座長は、懇話会を代表し、会務を総理する。

- 2 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、または座長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 委員は、それぞれの専門的知見に基づき意見を述べる。

(会議)

第5条 会議は、部長が招集し、座長が会議の議事を整理する。

- 2 部長が必要と認めるときは、会議の議事に関係のある者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第6条 懇話会の事務を処理するため、滋賀県総合政策部国体準備室に事務局を置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、部長が別に定める。

付則

この要綱は、平成26年9月22日から施行する。